

【2019 年 11 月 7 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 110－2 号 ■

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

今回の厚労省人事労務マガジンは、2 回に分けてお送りしています。

目次

11. 「男性の育児休業取得促進セミナー」と「イクボスになるためのポイントを学ぶ」セミナーの参加者を募集中！（参加無料）
12. 12 月は「職場のハラスメント撲滅月間」です
13. 女性の活躍推進に関する説明会、管理職向けセミナー、女性社員向けセミナーを開催します！（参加無料）
14. 11 月はテレワーク月間です
～テレワークの導入を促進するためのセミナーやイベントを開催～
15. 中小企業事業主の皆さま テレワークを導入してみませんか？
～助成金の交付申請受付は 12 月 2 日（月）まで～
16. 「多様で安心できる働き方シンポジウム」を開催します！
17. 「第 4 回 関西『働き方改革 EXPO』」が開催されます
～11 月 13 日から 11 月 15 日の 3 日間、大阪で実施～

【厚生労働省からのお知らせ】

- 広報誌『厚生労働』11 月号
- 11 月は「人材開発促進月間」です

【トピック 11】「男性の育児休業取得促進セミナー」と「イクボスになるためのポイントを学ぶ」セミナーの参加者を募集中！（参加無料）

厚生労働省では、男性社員の育児参加促進やイクボスのポイントを学ぶためのセミナー参加者を募集しています。【事前申込制・参加無料】

■「男性の育児休業取得促進セミナー ～経営に活かそう、男性の育児休業～」
男性の育児休業や育児目的休暇の取得を進めるため、育休取得のメリットや企業の

取り組み事例などを紹介するセミナーです。

企業の人事労務担当者が社内研修に使用できる資料を使い、育休取得のポイントを分かりやすく解説します。

【開催日時・場所】

滋賀 11月12日(火) 15:30～16:30 ピアザ淡海3階大会議室

※滋賀県と共催

■「イクボスになるためのポイントを学ぶ

～みんなが働きやすい職場づくりに向けて～」セミナー

育児・介護などにより働き方に制約のある社員が増えることが予想されるなかで、部下の仕事と家庭の両立を応援し、成果を出す管理職「イクボス」が求められています。

講義とグループワークを通じて、イクボスのポイントやメリットなどを分かりやすく解説するセミナーです。2回で1セットの連続セミナーのため、両日のご参加をお願いします。

【開催日時・場所】

東京(第1回)11月7日(木) 14:00～16:00 日本教育会館8階807号室

(第2回)12月12日(木) 14:00～16:00 日本教育会館8階807号室

【申込方法など詳細はこちら】

「イクメンプロジェクト」公式サイト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/#seminar>

【トピック12】12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、職場のハラスメントをなくし、みんなが気持ちよく働くことができる職場環境をつくる気運を盛り上げるため、「職場のハラスメント対策キャッチフレーズ」を活用したポスターの作成・掲示、各種広告、シンポジウムの開催など、広報・啓発活動を行います。この機会に、職場のハラスメント防止対策を確認してみませんか。

【職場のハラスメントについての詳細はこちら】

あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

【トピック 13】女性の活躍推進に関する説明会、管理職向けセミナー、女性社員向けセミナーを開催します！（参加無料）

厚生労働省では、女性の活躍に関する説明会やセミナーを全国各地で開催し、女性の活躍を推進する取り組みを支援しています。【事前申込制・参加無料】

説明会では、従業員数 300 人以下の中小企業の事業主や人事労務担当者を対象に、女性活躍推進法の概要、企業の課題分析や行動計画策定、「えるぼし」認定（※）取得などのポイントについて分かりやすく説明します。

（※）「えるぼし」認定とは、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業が、都道府県労働局へ申請することにより、厚生労働大臣から認定を受けられるものです。認定を受けた企業は、「えるぼし」マークを商品や広告、求人票などに付けることができます。

管理職向けセミナーでは、自社の女性社員が活躍できるようにするために管理職として配慮すべきことなどをお伝えします。女性社員向けセミナーでは、自身のキャリアプランをはじめとする将来を見据えた仕事への向き合い方などをお伝えします。両セミナーとも異業種企業との交流の場も設けています。

また、説明会やセミナーの開催のほか、女性活躍推進分野での企業支援の専門家である「女性活躍推進アドバイザー」が、無料で御社の女性活躍の状況（採用・就業継続・管理職割合など）の把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、メールや訪問・電話を通じて、個別にきめ細かくアドバイスします。

女性活躍推進法が改正され、今後行動計画策定などの義務の対象となる企業が拡大します。中小企業の事業主や人事労務担当者の皆さま、この機会に取り組んでみませんか。

【説明会の開催日程】

青森	11 月 13 日（水）	青森県観光物産館アスパム（青森市）
福島	11 月 22 日（金）	郡山商工会議所（郡山市）

栃木 11月15日(金) 栃木県総合文化センター(宇都宮市)
新潟 12月5日(木) 新潟第一ホテル(新潟市中央区)
兵庫 11月19日(火) TKP 神戸三宮ビジネスセンター(神戸市中央区)
和歌山 11月14日(木) 和歌山県民文化会館(和歌山市)
徳島 11月11日(月) あわぎんホール(徳島市)
宮崎 11月20日(水) KITEN ビルコンベンションホール(宮崎市)

※各会場とも 14:00~16:00 の開催

【管理職向けセミナーの開催日程】

兵庫 12月18日(水) TKP 神戸三宮ビジネスセンター(神戸市中央区)
広島 11月8日(金) ワークピア広島(広島市南区)

※各会場とも 14:00~16:30 の開催

【女性社員向けセミナーの開催日程】

愛知 11月21日(木) ウィンクあいち(名古屋市中村区)
広島 12月10日(火) ワークピア広島(広島市南区)
香川 12月6日(金) サンポートホール高松(高松市)

※各会場とも 14:00~16:30 の開催

【お申し込みや「女性活躍推進アドバイザー」の詳細はこちら】

中小企業のための女性活躍推進サポートサイト

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ】

一般財団法人女性労働協会(委託先)

女性活躍推進センター 東京事務局

電話 03(3456)4412 ※受付時間 平日9:00~17:30

E-mail suishin@jaaww.or.jp

【トピック 14】11月はテレワーク月間です

~テレワークの導入を促進するためのセミナーやイベントを開催~

テレワークを推進する、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の4省と、産業界、学識者の産学官で構成される「テレワーク推進フォーラム」では、11月を「テレワーク月間」とし、テレワークの活用によって働き方の多様性を広げる運動を展開しています。

厚生労働省では、今年で5年目となるテレワーク月間中に、テレワークの導入を促進するための企業向けセミナーや、働く方にテレワークのメリットを感じてもらえる体験型のイベントなどを複数の都市で開催します。これらのセミナーやイベントでは、テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドラインについても解説します。

また、11月25日(月)には、テレワーク月間を締めくくる「『働く、が変わる』テレワークイベント」を開催します。このイベントでは、テレワークを活用することでワーク・ライフ・バランスの実現に顕著な成果を上げた企業や個人の表彰などを行います。

なお、テレワーク月間専用サイトでは、テレワークに関する活動（①テレワークを試みる/実践する、②テレワークを学ぶ/議論する、③テレワークを応援する/協力する）を実施している個人や企業を、年間を通じて募集しています。専用サイトで配布しているテレワーク月間のロゴマーク・ポスターを広く活用いただき、テレワーク月間活動にご参加ください。また、テレワーク月間サイトから活動登録をすると企業名・取組内容がサイトに表示されますので、積極的なご登録をお待ちしております。

【厚生労働省が行う「テレワーク月間」の主な取り組み】

1 テレワーク推進企業などへの厚生労働大臣表彰（東京）

テレワークを活用することで、ワーク・ライフ・バランスの実現において顕著な成果を上げた企業や個人を表彰します。（表彰式は、3「『働く、が変わる』テレワークイベント」の中で行います。）

2 「テレワークに関する体験型イベント」（新潟、福岡）

テレワークの利用に興味のある方を対象に、実際にパソコンを使ってテレワークを体験していただきます。また、社会保険労務士などの専門家が、テレワーク時の就業開始・終了といった労働時間の報告のルールや、働く人からみたテレワークのメリットを分かりやすく解説します。

【イベント内容】

- ・テレワーク実施時の労務管理上の留意点と事例紹介
- ・情報通信機器利用によるテレワーク体験
- ・テレワーカーとの意見交換

【開催日程】

■新潟

日時：11月15日（金）

午前の部 10:00～12:30 ※開場 9:30

午後の部 14:00～16:30 ※開場 13:30

会場：朱鷺メッセ

（〒950-0078 新潟市中央区万代島6番1号）

■福岡

日時：11月22日（金）

午前の部 10:00～12:30 ※開場 9:30

午後の部 14:30～17:00 ※開場 14:00

会場：富士ゼロックス DOCUMENT HUB Square Fukuoka

（〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1-6-16）

※各会場とも定員は30人

【体験型イベントの申込方法など詳細はこちら】

テレワークに関する体験型イベント

<http://teleworkevent.jp/>

3 「『働く、が変わる』テレワークイベント」（東京）

テレワーク月間の締めくくりとして行う、テレワーク推進4省共同主催のイベントです。ここでは、厚生労働大臣賞と総務大臣賞の表彰式のほか、受賞企業による取り組み紹介やパネルディスカッションなどを行います。

■開催概要

- ・日時：11月25日（月）13:30～17:00 ※開場：13:00
- ・会場：御茶ノ水ソラシティ2Fホール（東京都千代田区神田駿河台4-6）
- ・費用：無料（事前申込制）

【テレワークイベントの詳細はこちら】

厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞

<https://kagayakutelework.jp/symposium/>

【テレワーク月間の詳細はこちら】

テレワーク月間 テレワーク普及推進運動

<http://teleworkgekkan.org/>

【トピック 15】中小企業事業主の皆さま テレワークを導入してみませんか？

～助成金の交付申請受付は 12 月 2 日（月）まで～

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術（ＩＣＴ）を利用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。ワーク・ライフ・バランスの向上、優秀な人材の確保、災害などにより出社困難な時の事業継続など、さまざまなメリットがあります。

厚生労働省では、「時間外労働等改善助成金（テレワークコース）」を設け、在宅やサテライトオフィスでの就業など、多様な働き方を実現するテレワークに取り組む中小企業事業主に助成金（1 企業当たりの上限 150 万円）を支給し、テレワークの導入を支援しています。

【支給対象となる取り組み】

以下のいずれか 1 つ以上実施。

・テレワーク用通信機器の導入・運用

※パソコン、タブレット、スマートフォンは支給対象となりません。

・保守サポートの導入

・クラウドサービスの導入

・就業規則・労使協定等の作成・変更

・労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発

・外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング

助成金の申請手続き、その他テレワーク全般に関するご相談は、下記「テレワー

ク相談センター」までお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

テレワーク相談センター（委託先）

電話 0120（91）6479

E-mail sodan@japan-telework.or.jp

<https://www.tw-sodan.jp/>

【トピック 16】「多様で安心できる働き方シンポジウム」を開催します！

厚生労働省では、多様で安心できる働き方の普及拡大を図るため、「多様で安心できる働き方シンポジウム」を開催します。

勤務地や職務、勤務時間が限定された「多様な働き方」の導入により、家庭の事情で転勤やフルタイム勤務が困難な社員の離職を防止することができるなど、企業にとっても優秀な人材の確保・定着が期待できます。また、今まで以上に「多様な人材」を活かすことで、企業の生産性向上につながることも期待できます。

このシンポジウムでは、有識者による講演や多様な働き方を導入している企業による事例紹介などを通じて、「多様な働き方」導入のメリットやノウハウをお伝えします。【事前申込制・参加無料】

【開催日程】

仙台	11月22日（金）	仙台商工会議所 7階 中会議室
福岡	11月28日（木）	リファレンス大博多ビル 1107
金沢	12月6日（金）	金沢商工会議所 大会議室A+B
広島	12月13日（金）	RCC文化センター 610会議室
大阪	12月18日（水）	大阪商工会議所 402号会議室

【申込方法など詳細はこちら】

多様な人材活用で輝く企業応援サイト

<https://tayou-jinkatsu.mhlw.go.jp/sympo2019>

【お問い合わせ】

株式会社日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部（委託先）

担当：河野

電話 0120 (553) 447 ※受付時間 平日 10:00～17:00 (12～13:00 除く)

E-mail shien_1@jmar.co.jp

【トピック 17】「第 4 回 関西『働き方改革 EXP0』」が開催されます
～11 月 13 日から 11 月 15 日の 3 日間、大阪で実施～

働き方改革に取り組む企業などを対象とする「第 4 回 関西『働き方改革 EXP0』」が、11 月 13 日（水）から 15（金）までインテックス大阪で開催されます。

厚生労働省・大阪労働局と「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」が共同でブースを出展し、働き方改革に関する無料相談会を実施します。皆さまのご来場をお待ちしています。

【詳細・招待券のお申込みはこちら】

働き方改革 EXP0

https://www.office-kansai.jp/ja-jp/about/ws.html?rf=about_ws&act=kansai_ws

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼ 広報誌『厚生労働』11 月号発売中！ ▲△

毎月 1 日発行の広報誌「厚生労働」は、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。

11 月号の特集は、「新たなスタートに向けて 就職氷河期世代を応援します」と「風邪との違いって何？ 一目でわかるインフルエンザ」の 2 つのテーマを取り上げています。

■特集 1 “新たなスタートに向けて 就職氷河期世代を応援します”

1990 年代前半から 2000 年代前半にかけて就職活動を行った就職氷河期世代の中には、希望する就職ができず現在も不安定な仕事に就いている方や無業の状態にある方など、さまざまな課題に直面している方がいます。

この特集では、こうした方々が正規雇用やキャリアアップを目指すのに役立つ支援策や窓口を紹介します。

■特集 2 “風邪との違いって何？ 一目でわかるインフルエンザ”

毎年 11 月から 3 月ごろまで流行するインフルエンザ。発熱や咳、くしゃみなど、風邪と症状が似ていますが、その違いを知っていますか？

この特集では、インフルエンザと風邪の違いを解説します。

「働き方最前線」では、休暇取得の年間計画制度を導入し、また細かな業務負担の確認を行うなどの働き方改革を図っている、ブライダル事業を主に展開するアイ・ケイ・ケイ株式会社の取り組みを紹介しています。

このほか、「特定求職者雇用開発助成金」の紹介など、人事労務担当者の方にご覧いただきたい情報を掲載しています。

【詳細はこちら】

広報誌「厚生労働」 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shupan/magazine/201911.html

▽▼11 月は「人材開発促進月間」です▲△

厚生労働省では、職業能力の開発・向上や技能の振興を目指し、11 月を「人材開発促進月間」、11 月 10 日を「技能の日」（※）と定めています。

この期間中、国と都道府県などでは「卓越した技能者（現代の名工）」の表彰などさまざまな催しを行うほか、事業主の皆さまのニーズに合わせた各種人材育成支援施策の積極的な周知・広報を行います。

また、人材育成に取り組む皆さまを支援するため、企業や従業員の生産性の向上につながる、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際に

は、ぜひご活用ください。

（※）昭和 45 年に「技能五輪国際大会（国際職業訓練競技大会）」が、アジアで初めて日本で開催されたことを記念して、開会式が行われた 11 月 10 日を「技能の日」、11 月を「人材開発促進月間」と定めています。

促進月間中、国と都道府県が実施する主な催しは、以下のホームページをご覧ください。

■11 月は「人材開発促進月間」です

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07537.html

【人材育成支援策のご紹介】

人材育成に取り組む事業主の方向けに、リーフレット「『人材育成支援策』のご案内」を作成しています。ぜひご覧いただき、自社のニーズにあった支援策の活用をご検討ください。リーフレットは、ホームページからダウンロードするか、お近くの労働局・ハローワークでも配布しています。

■人材育成支援策（リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000506290.pdf>

人材育成支援策の詳細は、以下をご覧ください。

＜人材育成全般の基盤を整備したい＞

○キャリアコンサルティング

キャリアコンサルティング（労働者の職業生活設計や能力開発などに関する相談に応じ、助言・指導を行うこと）を活用することで、社員の就労意欲・能力開発の意欲向上や若手社員の定着促進などに結びつくことが期待できます。なお、キャリアコンサルティングを行う専門家であるキャリアコンサルタントは、平成 28 年 4 月から国家資格になっています。

■キャリアコンサルティング・キャリアコンサルタント

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/career_consulting/index.html

○ジョブ・カード制度

ジョブ・カードは、「生涯を通じたキャリア・プランニング」と「職業能力証明」の

機能を担うツールであり、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な活用などのため、採用活動や職業能力開発などの各場面で活用されます。

■ジョブ・カード制度 総合サイト

<https://jobcard.mhlw.go.jp/>

<従業員を育成したい>

■従業員の訓練をできる場・人材がない

[訓練の場を提供]

- ・生産性向上人材育成支援センター（高齢・障害・求職者雇用支援機構）

<http://www.jeed.or.jp/js/jigyonushi/seisansei.html>

[講師を派遣] ものづくりマイスター制度

ものづくりに関して優れた技能、経験を有する方を「ものづくりマイスター」として認定・登録しています。登録されたマイスターは、技能検定の実技課題などを活用して

、中小企業や工業高校などで若年技能者への実践的な実技指導を行い、効果的な技能の

継承や後継者の育成を行っています。

- ・ものづくりマイスター／IT マスター データベース

<https://www.monozukuri-meister.javada.or.jp/mm/mm/contents/home/>

■[職業訓練にかかる経費などの助成]

- ・人材開発支援助成金

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

■雇用する労働者などに行う認定職業訓練

- ・認定職業訓練

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/training_employer/nintei/index.html

<従業員の自発的な学び直しを支援したい>

■自己負担により学び直しを希望する従業員に支援制度を紹介したい

・教育訓練給付制度（一般教育訓練・特定一般教育訓練・専門実践教育訓練）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

▽▼ 現在の雇用失業情勢 ▲△

11月1日に公表された、完全失業率は2.4%と前月に比べ0.2ポイント上昇、有効求人倍率は1.57倍で、前月に比べて0.02ポイント低下となりました。

【労働力調査（総務省）】

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>

【一般職業紹介状況】

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212893_00024.html

★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplus.jp/stop_form.php

★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplus.jp/contact.php>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-